

国立大学法人岩手大学役員報酬規則

平成16年4月1日 制定
令和7年1月30日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学の学長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、俸給のほか、国立大学法人岩手大学職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)に規定する地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び期末特別手当を支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 非常勤の役員については、非常勤役員手当を支給する。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬は、職員給与規則に規定する職員の支給日に準じて支給する。

(俸給)

第4条 常勤役員俸給月額、次の表に掲げるとおりとする。

号俸	俸給月額
	円
1	526,000
2	584,000
3	644,000
4	716,000
5	772,000
6	829,000
7	908,000
8	979,000

2 各常勤役員が受けるべき俸給月額は、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に掲げる号俸の額とし、第2号及び第3号に掲げる者が受けるべき俸給月額にあっては、その者の職責、経歴、業績等を考慮して当該範囲内において、学長が定める。ただし、学長は、特別の事情により当該各号に掲げる号俸の額を超える俸給月額とする必要があると認める場合は、経営協議会の議を経て俸給月額を別に定めることができるものとする。

- 一 学長 8号俸
- 二 理事 3号俸から7号俸の範囲内
- 三 監事 1号俸から4号俸の範囲内

3 前2項に定めるもののほか、学長が必要と認める場合は、職員給与規則を準用して俸給月額を定めることができるものとする。

4 前項を適用する者にあっては、職員給与規則に規定する管理職手当、扶養手当、期末手当及び勤勉手当を、支給要件に該当する者に支給できるものとする。

(期末特別手当)

第5条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準

日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員(前条第3項の規定を適用した者を除く。)に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。ただし基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国等(国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等をいい、本規則に規定する期末特別手当に相当するものと認められた手当等(以下「期末特別手当相当」という。))が規定されており、国立大学法人岩手大学の在職期間を当該国等の職員としての在職期間に通算することとしている機関に限る。)の職員又は役員となった場合には期末特別手当を支給しない。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき俸給の月額に、当該俸給の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 前項に規定する在職期間は役員として在職した期間とする。ただし、国立大学法人岩手大学の職員又は国等の職員又は役員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となった場合における在職期間には、その国等の職員の在職期間を算入するものとする。
- 4 前項までの規定による期末特別手当の額は、当該役員の業務に対する貢献度等を考慮して、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当は、次に掲げる月額表を適用するものとし、その者の職責、経歴及び業績等を考慮して学長が定める。

月 額
150,000
300,000
450,000
600,000

(月の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第7条 月の中途において、新たに役員に任命され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当該月分の報酬については、それぞれ第4条及び第6条に規定する額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員として在職した日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の報酬については、第4条及び第6条に規定する額の全額を支給する。

(報酬の支払方法)

第8条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、

その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が報酬を自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。
(国立大学法人岩手大学役員報酬規則の特例)
- 3 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、役員に対する俸給月額等の支給に当たっては、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 特例期間においては、常勤役員に対する俸給月額等の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - 二 特例期間においては、常勤役員に対する期末特別手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額を基礎に算定した支給額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - 三 特例期間においては、非常勤役員に対する非常勤役員手当の支給に当たっては、非常勤役員手当から、非常勤役員手当に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - 四 特例期間においては、平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学役員報酬規則附則第2項の規定の適用を受ける常勤役員に対する第1号及び第2号の規定の適用については、俸給月額等から、俸給月額等に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた後の額を基礎として、減ずる額を算定する。
 - 五 第1号から前号までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成16年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日から引き続き在職する役員(任期が引き続く役員に限る。)で、施行日においてその者の受ける俸給月額が施行日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、当該役員の任期中に限り、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 6 月 2 9 日から施行し、平成 2 1 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び次項から第 3 項までの規定は、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。

(5 5 歳を超える常勤役員の俸給月額減額支給等)

- 2 平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、5 5 歳を超える常勤役員に対する俸給月額の支給に当たっては、当該常勤役員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該常勤役員の俸給月額から、当該俸給月額に 1 0 0 分の 1 . 5 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 前項の適用を受ける常勤役員に対する期末特別手当の支給に当たっては、前項に準ずる。

附 則

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 6 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行し、第 5 条の規定は平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成 2 7 年 3 月 3 1 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける役員 (任期が引き続く役員に限る。) で、その者の受ける俸給月額又は日額が同日において受けていた俸給月額又は日額に達しないこととなるものには、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、俸給月額又は日額のほか、その差額に相当する額 (5 5 歳を超える常勤役員に対する俸給月額の支給に当たっては、当該常勤役員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該額に 1 0 0 分の 1 . 5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額) を俸給又は日額として支給する。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 8 年 3 月 2 9 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から適用し、次項の規定は平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

(平成27年12月1日における期末特別手当に関する経過措置)

- 平成27年12月1日における期末特別手当については、第5条中「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年2月28日から施行し、平成28年12月1日から適用する。
(平成28年12月1日における期末特別手当に関する経過措置)
- 平成28年12月1日における期末特別手当については、「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
(平成29年12月1日における期末特別手当に関する経過措置)
- 平成29年12月1日における期末特別手当については、「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年3月12日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
(平成30年12月1日における期末特別手当に関する経過措置)
- 平成30年12月1日における期末特別手当については、「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年3月10日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
(令和元年12月1日における期末特別手当に関する経過措置)
- 令和元年12月1日における期末特別手当については、第5条中「100分の170」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月28日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年3月7日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
(令和4年12月1日における期末特別手当に関する経過措置)
- 令和4年12月1日における期末特別手当については、第5条中「12月に支給する場合においては100分の165.0」とあるのは、「12月に支給する場合においては100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条、附則第3項及び附則第4項の規定は、令和6年1月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。また、次項の規定は、令和6年1月25日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

(令和5年12月1日における期末特別手当に関する経過措置)

- 2 令和5年12月1日における期末特別手当については、第5条中「12月に支給する場合においては100分の170.0」とあるのは、「12月に支給する場合においては100分の175.0」とする。

(常勤役員の俸給に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの経過措置期間にあっては、改正後の第4条第1項に規定する表は、次の表のとおり読み替えるものとする。

号俸	俸 給 月 額
	円
1	636,000
2	708,000
3	763,000
4	820,000
5	898,000
6	968,000

- 4 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの経過措置期間にあっては、改正後の第4条第2項の規定による号俸の適用については、同条同項中「学長 8号俸」とあるのは「学長 6号俸」と、「理事 3号俸から7号俸の範囲内」とあるのは「理事 1号俸から5号俸の範囲内」と、「監事 1号俸から4号俸の範囲内」とあるのは「監事 1号俸から5号俸の範囲内」と読み替えるものとする。

(常勤役員に関する俸給月額を支給)

- 5 当分の間、改正後の第4条第2項第3号の規定の適用に当たっては、当該常勤役員の受ける俸給月額に100分の92を乗じて得た額を支給する。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は、令和7年1月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。また、次項の規定は、令和7年1月30日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月30日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は、令和6年4月1日から適用し、次項の規定は、令和7年1月30日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月1日における期末特別手当に関する経過措置)

- 2 令和6年12月1日における期末特別手当については、第5条中「12月に支給する場合においては100分の172.5」とあるのは、「12月に支給する場合においては100分の175.0」とする。